

○ 目 的

性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向けて、パートナーシップ宣誓制度を導入する。

○ 根拠規定

とちぎパートナーシップ宣誓制度実施要綱

○ 導入日

令和4（2022）年9月1日（木）

制度概要

1 対 象 すべてを満たす者

- (1) 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した一方又は双方が性的マイノリティである2人であること。
- (2) 成年に達していること。
- (3) 県内に住所を有すること又は転入を予定していること。
- (4) 配偶者（事実上の婚姻関係含む。）がないこと。
- (5) 宣誓者以外の者とパートナーシップの関係がないこと。
- (6) 宣誓者同士の関係が近親者でないこと。

2 宣誓に必要な書類

- ・ パートナーシップ宣誓書
- ・ パートナーシップの宣誓に関する確認書
- ・ 住民票の写し
- ・ 独身証明書
- ・ 本人確認書類（運転免許証等）

3 県が交付する書類

- ・ パートナーシップ宣誓書の写し
- ・ パートナーシップ宣誓書受領カード

4 宣誓カードの提示により提供するサービス

- ・ 公営住宅への入居
- ・ 病院での面会等（17 病院）
- ・ とちぎ結婚応援カード（とちマリ）の利用
- ・ 民間サービス（住宅ローン等の収入合算）



【共通シール】

（上記は、県内市町が発行するパートナーシップ宣誓証明書等でも利用可能。市町が発行する宣誓カード等には共通シールを貼付。）

5 宣誓カード等交付までの流れ

宣誓日の調整（事前予約）

宣誓（2名揃っての本人確認（来庁又はオンライン））

宣誓カード等交付

他府県との連携

1 北関東3県連携協定（令和4（2022）年12月20日（火）締結）

- ・ 協定内容： 宣誓者が協定締結県間で転居する際の宣誓手続きの簡素化（転出先で宣誓継続申告手続き） サービスの相互利用
- ・ その他： 独自に同制度を導入する本県内市町にも適用（市町での宣誓者も県での宣誓者と同様の取扱い）

2 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク（令和7（2025）年3月1日（土）加入）

- ・ 連携内容： 宣誓者が加入自治体間で転居する際の宣誓手続きの簡素化（転出先で宣誓継続申告手続き）
- ・ 加入自治体数： 19 府県 152 市町村（令和7年2月1日現在）（本県内は佐野市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市が加入）